

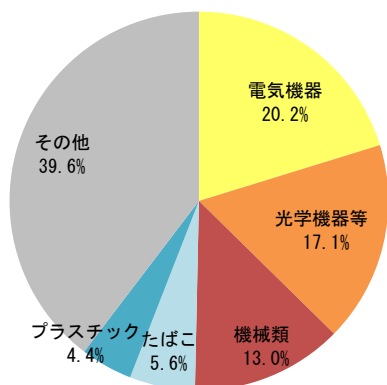
事後調査トピックス

納付不足税額の多い品目及び申告漏れ等が発生した要因の割合

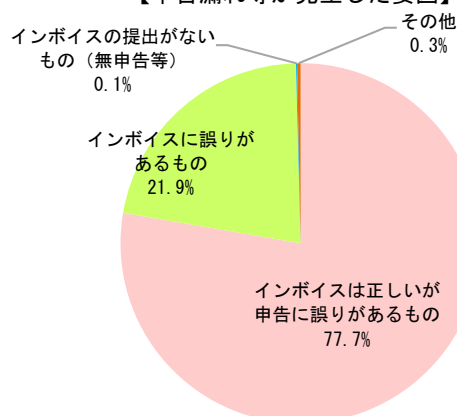
納付税額の不足が多かった品目は、電気機器、光学機器等、機械類、たばこ、プラスチックであり、これら5品目で、納付不足税額の総額の約6割を占めています。

また、申告漏れ等が発生した要因を見てみると、インボイスは正しいが申告に誤りがあるものが7割を超えています。この中には、インボイス価格とは別に支払った貨物代金（開発費用等）を課税価格に含めていなかったものや、輸出者に無償提供した費用の申告漏れがあったもの等が含まれます。

【品目別納付不足税額の割合】



【申告漏れ等が発生した要因】



隠蔽・仮装による過少申告（重加算税賦課事案）〔事例1〕

重加算税が課される「隠蔽・仮装」の事例として多く見られるものは「正規の取引価格の隠蔽・仮装」です。

事例1では、輸入者が、輸出者に正規の価格よりも低い価格でインボイスを作成させることにより、課税価格の計算の基礎となる正規の取引価格を隠蔽・仮装していました。



インボイス価格以外の別払金の申告漏れ〔事例3〕

申告漏れとなる主なものとして、輸入取引に関してインボイス価格とは別に支払った貨物代金を課税価格に含めていない事例があります。

事例3では、輸入者は、輸出者との取り決めに基づき、インボイス価格とは別に貨物に係る開発費用を支払っていましたが、課税価格に含めていなかったため、申告漏れとなっていました。



また、輸入貨物の生産に関して必要な材料等を輸入者が無償で輸出者に提供した場合について、その提供に要した費用を課税価格に含めていない事例も多く発生しています。

【参考：税関 HP（課税価格の計算方法）】http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kanzeihyouka/keisan_index.htm